

役員選挙に関する規程

(2017年6月3日総会決定)

第1条 本規程は、会則第12条と第18条にもとづき、選出幹事と会計監査についての郵送投票選挙の細目を定めるものである。

第2条 選挙は、選挙管理委員会が管理する。選挙管理委員会は、選挙管理委員5名以上8名以内で構成し、選挙管理委員長1名をおく。選挙管理委員長は、選挙管理委員の互選による。

第3条 選挙管理委員は、幹事会が会員の中から委嘱する。委嘱に当たっては、北海道・東北ブロック、関東・甲信越ブロック、東海ブロック、関西・北陸ブロック、中国・四国・九州ブロックの5地方ブロックそれぞれより、少なくとも1名の所属会員を含むものとする。

第4条 選挙管理委員会の任期は、幹事の任期が終了する1年前の全国大会時に開始し、幹事の任期が終了する全国大会閉幕とともに終了する。

第5条 選挙の公示と投票開始は、幹事の任期が終了する1年前の全国大会の後に行い、投票締め切りと開票は、幹事の任期が終了する半年前の全国大会の前日までに終了する。

第6条 選挙管理委員長は、選挙の公示にあたり、被選挙権を有する会員全員の氏名およびその所属地方ブロックを、また、会則第10条と第14条と第24条によって被選挙権を有しない会員の氏名を、全会員に通知する。

第7条 会員は、選挙に際し特定の会員を選出幹事または会計監査として推薦することができる。推薦にあたっては、被推薦者の同意を得た上で、会員5名以上の連名により推薦文を作成するものとする。選挙管理委員長は投票に先立ちこの推薦文を全会員に配布するものとする。

第8条 選出幹事の地方ブロック別の定員は次の通りとする。

北海道・東北ブロック	定員2名
関東・甲信越ブロック	定員9名
東海ブロック	定員2名
関西・北陸ブロック	定員5名
中国・四国・九州ブロック	定員2名

第9条 会員の地方ブロックへの所属は、会則第43条を準用する。幹事に選出された会員が、その選出

後に所属する地方ブロックに変動があっても、任期満了までは幹事として留任する。

第 10 条 投票は、地方ブロック別に定める記名数で行い、地方ブロック別に得票順位の上位から第 8 条に定める定員を選出する。地方ブロック別の記名数は次の通りとする。記名数に満たない記名の投票は、その投票の記名のすべてを有効とするが、記名数を超える記名の投票は、その投票の記名のすべてを無効とする。

北海道・東北ブロック	記名数 1
関東・甲信越ブロック	記名数 4
東海ブロック	記名数 1
関西・北陸ブロック	記名数 2
中国・四国・九州ブロック	記名数 1

第 11 条 前条の規定にかかわらず、幹事会における満 65 歳以上の幹事の構成比は、全会員中における満 65 歳以上会員の構成比を越えないものとする。前項にもとづく幹事の選出は、地方ブロックにかかわらず得票順による。

第 12 条 得票が同数のために定員数の幹事を選出できない場合は、抽選で決定する。抽選は、選挙管理委員会が行う。

第 13 条 選挙管理委員長は、当選者氏名を全会員に報告する。

第 14 条 本規程は、会計監査の選出に準用する。

第 15 条 本規程の改正は、総会の議決による。

附 則 本規程は 2017 年 6 月 4 日から施行する。

制 定 1995 年 10 月 21 日

一部改正 2000 年 5 月 26 日（海外在住者の所属ブロックおよび文言修正）

一部改正 2017 年 6 月 3 日（東海ブロックの新設と配分定員の修正、地方ブロック別の連記または単記の記名投票に改正、および文言修正）